墜落防止用の個人用保護具の選択・使用のイメージ（論点整理）

資料7

※ *朱書き*は現行からの見直し等の論点

① 作業床の設置が困難な作業（安衛則518条）

② 作業床はあるものの、墜落・転落のおそれのある作業床の端、開口部等に囲い・手すり等の設置が困難（安衛則519条等）

一本つり（胴ベルト型・ハーネス型）安全帯*→フルハーネス（FA）*

U字つり安全帯*＋FA等*

接近防止のための命綱（WR）

- *胴ベルトのずり上がりによる胸部等の圧迫防止措置はどうあるべきか。*
- *U字つり安全帯を使用する場合、フォールアレストシステムその他墜落等による危険を防止するための措置が必要か。*

ロープ高所作業の昇降器具＋*FA*

③ 不安定な作業床（安衛則194条の22等）

FA　WR

④ 作業床、囲い・手すり等が設置された高所作業

安全帯を使用させる等の義務は法令上ない。

- 一本つり安全帯により、墜落が発生した場合に、地面等への激突を防ぐため、墜落する作業者を捕捉し墜落距離を制限する（フォールアレスト）
- *一本つり安全帯はフルハーネスとするべきか。その場合はどのような課題があるか。*

⑤地上作業

②の一部（安衛則130条の5等）を除き高さ2メートル以上

- 現行の労働安全衛生法令では、①高所作業車の作業床（作業床が接地面に対し垂直上昇・下降する構造のものを除く）〔安衛則194条の22〕、②クレーンの専用搭乗設備〔クレーン則27条〕、③ゴンドラの作業床〔ゴンドラ則17条〕が該当する。
- これらの作業床は手すり等で囲われているが、作業者が投げ出される等の危険があるため、安全帯その他の命綱を使用することとされている。
- *このような場所における、命綱による接近防止とはどのような方法になるか。*
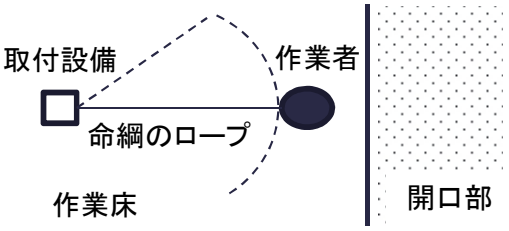
- 作業者が墜落危険箇所へ接近しないよう、命綱のロープの長さや取付設備の位置を設定する（ワークレストレイント）